

保健福祉常任委員会

令和5年3月14日（火）

保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和5年第1回定例会
招集日時 令和5年3月14日(火) 午前10時
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委 員 長	甲 斐 徳之助
副 委 員 長	加 川 裕 美
委 員	柳 井 哲 也
〃	須 藤 京 子
〃	市 川 圭 一
〃	藤 田 尚 美
〃	北 島 登

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長	滝 本 昌 司
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 京 子
社会福祉課長	石 塚 悟
保 育 課 長	橋 本 早 苗
医療年金課長	石 野 尚 生

議会事務局出席者

書 記	野 口 信 子
書 記	田 上 洋 子

令和5年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 保健福祉常任委員会

議案第	6号	牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
議案第	8号	牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例について
議案第	9号	牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
議案第	10号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	11号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	12号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
請願第	2号	介護保険制度の改善を求める請願書

午前10時00分開会

○甲斐委員長 おはようございます。

ただいまから保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日の説明員として出席した者は、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長兼こども家庭課長、保健福祉部次長兼健康づくり推進課長、社会福祉課長、保育課長、医療年金課長であります。書記として野口さん、田上さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 6号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

○加川副委員長

議案第 10号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 11号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 12号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

請願第 2号 介護保険制度の改善を求める請願書

以上7件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

○甲斐委員長 これより議事に入ります。

まず、議案第6号、牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号について、提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 社会福祉課の石塚です。よろしく申し上げます。

議案第6号、牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料を御覧ください。

改正の概要は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正が行われるため、当該条例中引用条項の整理を行うものであります。

改正内容は、条例第10条第3項及び別表第3中、厚生労働大臣を主務大臣に改める内容となります。

施行日は令和5年4月1日です。

以上でございます。

○甲斐委員長 議案第6号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言を

お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で議案第6号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第8号、牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○橋本保育課長 保育課の橋本です。よろしくお願いいたします。

議案第8号、牛久市立保育園給食費条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

改正による変更点は、こども家庭庁設置による子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、引用条項の整理を行うものです。

具体的には、子ども・子育て支援法第19条が改正によって第2項が削られたため、第19条は第1項のみとなり、引用につきましても子ども・子育て支援法第19条第2号と改正するものとなっております。

施行日は令和5年4月1日からとなります

以上です。

○甲斐委員長 これより議案第8号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で議案第8号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第9号、牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第9号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼こども家庭課長。

○飯島保健福祉部次長兼こども家庭課長 こども家庭課、飯島です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号、牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

こども家庭庁設置及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律が令和5年4月1日に施行されることにより、当該条例の一部を改正するものです。子ども・子育て支援法の条ずれ等に伴い、引用条項の牛久市子ども・子育て会議条例の一部を改正するものです。

第1条中の第77条第1項を第72条第1項に改めます。また、第2条第1項中の第77条第1項各号を第72条第1項各号に改めるものです。

施行日は令和5年4月1日です。

以上でございます。

○甲斐委員長 これより議案第9号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で議案第9号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第10号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第10号についての提案者の説明を求めます。保育課長。

○橋本保育課長 では、議案第10号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

改正による変更点は、大きく2点あります。

まず1点目は、こども家庭庁の設置による子ども・子育て支援法の改正及び学校教育法の改正に伴いまして、引用条項の整理を行うものとなります。子ども・子育て支援法に関しましては、第19条の改正によるものとなります。また、学校教育法は、第25条に第2条、第3条が新設されたために、引用条項に学校教育法第25条第1項を加えるものとなります。

2点目は、民法の改正に伴いまして、懲戒に係る権限の濫用禁止の条文を禁止するものです。

新旧対照表を御覧ください。現行のところの第26条になりますが、改正前の民法では、親権者の子に対する懲戒が認められていましたが、特定教育・保育施設等におきまして懲戒は認めないということで、懲戒に関する権限の濫用を禁止しておりました。民法が改正となりまして、親権者の懲戒権の規定が削除されましたため、第26条についても削除するものとなります。

施行日は令和5年4月1日からとなります。ただ、第26条につきましては、公布の日から施行となります。

以上です。

○甲斐委員長 これより議案第10号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で議案第10号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第11号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第11号についての提案者の説明を求めます。保育課長。

○橋本保育課長 それでは、議案第11号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

資料の新旧対照表を御覧ください。改正による変更点は、大きく分けまして2点ございます。

まず1点目は、現行の第13条になりますが、民法の改正に伴いまして懲戒に係る権限の濫用禁止の条文を削除するものとなっております。

2点目は、改正案のほうになりますが、第7条の2と第7条の3になります。内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、安全計画の策定及び送迎用園バスでの児童の見落としを防止する装置の設置等を義務づける条文を加えるものです。

昨年9月に発生しました、認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新設する改正が行われることになり

まして、市町村が定める家庭的保育事業等の基準条例につきましても同様に整備することとなりました。

施行日は令和5年4月1日からとなります。ただし、第1条、第6条及び第26条につきましては公布の日から施行となります。

以上です。

○甲斐委員長 これより議案第11号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 現在のところ、牛久市においてはこの家庭的保育事業を行っている事業者というのはいないのかなというふうに思っているんですけども、新しく加えられた安全計画の策定というところですけども、御説明にありましたように、このところ社会問題化というふうにまで言われる通園用のバスの中の置き去り事件、それを受けてこういうことになったと思うんですが、これというのは、あらかじめ家庭的保育事業を始めようとする事業者が園の方針としてこうした計画を策定するようになるのか、それとも、ここで想定されるのは、具体的に思うと園の行事などで外に行ったりとかという場合も含めたものというふうに思っているんですが、その辺は具体的にそうした行為が行われるときに申請するのか、その点についてはいかがでしょうか、伺います。

○甲斐委員長 保育課長。

○橋本保育課長 まず、こちらの防止する装置の設置を求められていますのは、送迎に使用する園バスに限られております。この条例ですけども、市内でこういった事業を行うに当たっての必要な基準ということになりますので、新たに始めるということになりますと、こちらも必要になってくると考えております。設置が必要になります。

○甲斐委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で議案第11号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第12号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第12号についての提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療年金課、石野です。よろしくお願いたします。

議案第12号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正の内容は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和5年4月1日以降の出産分から牛久市国民健康保険条例第6条に規定された出産育児一時金の額を現行の40万8,000円から48万8,000円に8万円増額するものでございます。

なお、国民健康保険条例施行規則で規定されている加算金1万2,000円には変更ございませんので、その加算金を含めた支給総額は現行の42万円から50万円となります。

以上です。

○甲斐委員長 これより議案第12号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方

は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 少子化問題から出生数を上げるというような意味で、こうした出産育児一時金の増額というのは、十分増額をするということは評価をしたいというふうに思うんですけども、それでもなおかつ、まだ一般的な出産費用とこの一時金を含めたものでは、牛久市内では乖離があるのかどうか、ちょっとその辺を伺いたいというふうに思います。

それから、施行日が令和5年4月1日ということで、3月31日に生まれた子はこの対象にはならないということによろしいのかどうかということですね。

以上です。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 現行の出産費用なんですけれども、茨城県の平均出産費用が50万2,000円というふうになってございますので、50万円ではほぼほぼ賄える金額になるだろうと考えてございます。

それから2点目、3月31日の出産はということなんですけれども、おっしゃるとおり対象外です。あくまでも、4月1日からという基準になってございます。

○甲斐委員長 ほかに。市川委員。手を挙げそうだったので。

○市川委員 ありがとうございます。須藤委員とほぼ同じことになるんですが、今、課長から50万円という形で、ほぼ県とは変わらないというふうなお話は聞いているんですが、実質、この前もちょっとテレビでやっていて、やっぱり50万円というのが一つの最低ラインかなというのが、今1人産むのにですね。ただ、もちろん確認なんですけれども、これは基本的に母子手帳が発行されて、それからどこで産むかという、産科に直接振り込まれるということだと思うんですけども、実際その中でそれ以外にかかる費用というのが多分出てくるのかなというのがあるんですが、その辺に関してはどのようなフォローというのがされているのかどうか、お聞きしたいんですが。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 この出産育児一時金につきましては、出産される方が希望すれば、病院に直接市から支払いをして、出産される方は病院に支払いをする必要がないという方法を取るか、もしくは一旦全額払って、後日牛久市のほうに42万円を丸々請求するかという2つの方法はございます。

そして、出産の費用というふうに一概に申しまして、特に茨城県はなぜか東京、神奈川に次いで出産の平均費用が高い県でございまして、ただ、その内訳を見ますと、単純に出産費用だけではなく、例えばお祝い膳であるとか、妊婦に対するアロママッサージであるとか、ちょっと過剰とも言えるサービスもどうせならということで利用されることもあるというふうになっておりまして、純粋に本当に出産するためだけの費用というのは、恐らく50万円あれば十分足りるものではなかろうかというふうに考えてございます。

○甲斐委員長 市川委員。

○市川委員 出産はリスクを伴うということがあると思うんですね。その中で、産婦人科の先生

たち、現状、今、以前にも産科がちょっとやめるんじゃないかというふうなお話もあったと思います。今後考えられる、今、現状の牛久市近辺の産婦人科の対応というのは、どのような床数とか箇所ですね、現況はどういうふうな状況なのかというのをお聞きしたいと思います。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 市内で有名だと椎名産婦人科のほうが閉院するというお話は皆さん御承知おきというか御存じだと思うんですが、ちょっと医療機関とのつながりという点では、私どもあまりつながりがなかったものですから、産婦人科を取り巻く状況というところは、ちょっと情報は持っておりません。

ただ、産婦人科医につきましては、例えば出産のとき子供に障害が残ってしまったような場合においては、なかなかどちらの責任だということが分かりづらいということもあって、それがために産科医療補償制度というのが創設されております。先ほど私の説明の中で、加算金1万2,000円というお話をさせていただきましたけれども、これがまさに産科医療補償の保険料、掛金でございまして、この産科医療補償というのは、出産時に赤ちゃんが重度の脳性麻痺のような状態になった場合、一時金で600万円、その後1年間120万円掛ける20年間補償するという制度でございまして、この制度が出来上がったのは、一つにはそのリスクが高いという、市川委員おっしゃいましたけれども、お医者さんがリスクの高さから産科医になりたがらない、そういった状況を国が後押しする制度として、こういった1案件当たり3,000万円支給される保険というのを国が後押ししてやっておりますので、そういった制度などもございますので、以前よりは産科医に対するリスクというのが軽減されたのではなかろうかというふうに考えてございます。

以上です。

○甲斐委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○渡辺保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 健康づくり推進課、渡辺です。よろしく申し上げます。

産科病院の現状ですけれども、詳しい情報はつかんではないんですが、何年も前に牛久愛和総合病院の産科は撤退したという現状と、昨年、椎名産婦人科が撤退したということで、今、市内ではセントラル病院で受け入れていただいておりますが、そちらは産科医をちゃんとそろえて、十分対応、椎名産婦人科とかが撤退した分も含めて対応できるような状況は取りそろえていただいております。

市内の妊婦さんなんですけれども、牛久市内が3割、4割で受けていただいて、それ以外はつくば、阿見、土浦と、この近辺で皆さんどこに行ったらいいだろうかというような相談はない状況を見ますと、何とかやれているような状況じゃないかと判断しております。

○甲斐委員長 市川委員。

○市川委員 今後、まちづくりの中で人口を増やすという中では、子供を安心して産んで育てられるまちというのが、やっぱりこの近隣の中では生き残っていく一つではないのかなと。要するに、自然増ですよ。それを目指すに当たって、やはり産科が今の状況だとセントラル病院だけ

ということでは、やはりここで牛久市に住んで子供をつくって今後生活していこうという一つの取っかかりになるものが、なかなかアイテムが少ないのかなと思ってしまいます。

近隣では、まつばらウィメンズクリニックというのがありますが、やはりそこら辺、小児救急輪番救急制度とかいうのがあります。子供というのはすぐ何が起きても分からないので、しゃべられない、小さい子なんかはね。やっぱりそういう部分では、産科なり小児科なり医療との連携というのはすごく大事だと思うので、そういう部分では他市というか、近隣の市町村になってしまいますけれども、全体として、これは多分牛久市だけの問題ではないとは思いますが、そこら辺の産科のネットワークというか、今後構築して、やはりここに住んでよかったと思えるような一つのきっかけづくりということも必要だと思うので、減っていく、じゃあ子供がまたそうするとここでは産むのにちょっと厳しいのかななんてなってしまうとよそに行ってしまうということも想定されてくるので、今後の牛久市の展開を考えていったときに、ぜひともそこは、今ここで答弁というのは無理だと思うので、そういう形でいろんな方策を探っていただきたいなというふうに、今、本当にここで減ってしまうともうセントラル病院さんだけでは賄い切れないのが現状だと思うんです。だから、そこら辺も担当課として、これはなかなか答えが出ないことだと思いますが、ぜひとも努力をしてやっていただきたいなというふうに思って、終わります。

○甲斐委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で議案第12号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時30分開議

○甲斐委員長 では、再開します。

次に、請願第2号、介護保険制度の改善を求める請願書を議題といたします。

請願第2号について、意見のある方は御発言を願います。北島委員。

○北島委員 この請願にあるとおり、介護保険利用料の値上げだとか、要介護1・2外しだとか、利用をカットすることと、そしてもう一方で介護保険料の値上げなんかも耳に入ってきます。現在では介護保険基金のほうで大分繰り入れているにもかかわらず、保険料はそのままで負担軽減を図るという状況がないし、やっぱり根底には国の制度そのものに問題があるということで、この保険、請願で言っているとおり、国がもっとしっかりとした内容で国庫負担率を上げるということには大賛成です。

以上です。

○甲斐委員長 ほかにございますか。須藤委員。

○須藤委員 2024年度は、この介護保険をはじめ医療関係でも改定が行われ、また障害福祉サービスのほうでも報酬などの改定が行われるということで、トリプル改定も行われるということで、多くの国民への影響、そしてそれらを担っている事業者、そして医療機関等にも大きな大転換点となるのではないかというふうに言われているところで、こうした請願が出るということは、私たち国民、市民の置かれている状況が、この物価高等を含めて日々の日常が大きく厳しさを増す中で、なおかつ命を守るというところの政策が国によって低下が行われるということは大きな問題であるというふうに私も考えるところでございます。

社会保障制度、これら国の財務省が介護保険などに関しては財源の適正化を図るというようなことで、給付の抑制、そして利用者負担の増ということを目指している。この請願の趣旨でうたわれていることが本当に今後、人の命をないがしろになるという一つの方向性ではないかと思うと、より一層、この介護保険制度が2000年に始まったときの趣旨、これをもう一度見直していただきたいというふうに改めて思うところです。

一方では、雇用の立場から見れば、本当にここに言われているように、介護従事者の処遇改善、この人たちがどういう状況に置かれているのか、財務省の机上の財源しか見ていない方々にこの

現場を本当に知っていただきたいなというふうに思うところであります。

この中には、請願事項の中で全額公費でというところまでうたっているのは、これはまたちょっと難しい点もあろうかなというふうに思いますが、そうとしか言わざるを得ない状況に国民、市民が置かれているというようなことだと私は理解をいたしました。

以上です。

○甲斐委員長 市川委員。

○市川委員 介護等々はもちろん、その国庫負担というのが今後扶助費の増加、あと少子高齢化の中では最終的には国が面倒を見るというのが当然なのかなと、先人たちが築き上げたものに対して、今ある現況をどのようにやっていくかということは大変重要なことだと思います。

ただ、やはりこのコロナ禍において介護事業を支えてきた外国人労働者というのが現況は減ってしまったと。今後、コロナウイルスがインフルエンザのような形に変わってくるというふうな状況もありますので、いわゆるコロナ禍前の状況に戻りつつある中でもう一度検討していくということが大事ではないのかなというふうに思っております。

ですので、この言っている事項に関しては何ら反対するつもりはないんですが、ただ、やはり今国がそういう状況でどのような形にしていくかということも、一つ見守るということもあるのかなというふうに感じました。

以上です。

○甲斐委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で請願第2号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は討論をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 討論を終結いたします。

これより請願第2号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手多数であります。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

次に、付託案件以外の所管事項について、御意見のある方は御発言をお願いいたします。須藤委員。

○須藤委員 閉会中審査で、私たちは子供たちの置かれている保育園の現状について調査いたしまして、委員長には大変な中、委員長報告していただいたということで、そこに含まれている一部のところを申し上げておきたいと思うんですが、担当の課がいろいろな現状を調査、また担当として現状を調査し、いろいろな市内の現状を把握するというような意味で施設のほうも訪問したり、いろいろな対応をしてくださったというふうに聞いております。

そうしたことで、子供たちが置かれている環境が、行って楽しくなるような保育園、先生方も充実した指導ができる、そうした体制に向かうべく市役所の担当課のほうも努力してくださっているということで、少しでもよりよい方向にいかれることになればなというふうに提案した私も思っているところで、そうした関係方面の方々の努力に対して敬意を表したいと思います。

以上です。

○甲斐委員長 報告の補足説明ということでよろしいですね。

ほかにございますか。大丈夫そうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

閉じる前に皆様にお願ひなんですけれども、委員長報告の登壇をちょっと私が体調があんまりよろしくないので副委員長にお願ひしたいと思うんですけれども、大丈夫そうでしょうか、委員会のほうでは。議長には後でお話ししたいと思います。立ったり座ったりがしんどいもので、すみません。ありがとうございました。これはちょっと私のことすみません。

これをもちまして保健福祉常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

午前10時40分閉会